

● ごみ出し困難者対策事業

大崎町では、家庭ごみの排出に支障を来している高齢者、心身障がい者等の負担を軽減し、併せて安否の確認をすることにより、町民サービスの向上及び高齢者、心身障がい者等の福祉に資することを目的として、実施しております。家庭での分別支援のため、指定袋にステッカーを貼付することで、通常通り回収をおこない、町が指定する中間処理施設において再分別を実施します。

1. 対象者は？

親族、近隣の方などの協力を得られず、家庭ごみを収集所に排出することが困難な一人暮らしの高齢者や心身障がい者の方を対象としております。

2. 認定されるには？

役場環境政策課の窓口にて申請をおこないます。申請をすることができるのは、本人またはその家族、並びに訪問介護員等でも申請ができます。

申請受付後、ご自宅に訪問してご本人の状況を調査し、調査終了後に利用の可否を決定し、その結果を後日通知します。

3. ステッカーの利用方法は？

原則、生ごみ以外の廃棄物を対象としており、利用者（支援者）が、資源ごみ（ピンク）の袋に貼付し、生ごみ以外の混合ごみを出していただきます。

※ステッカーを貼付できるのは、認定を受けたご本人またはその家族、並びに訪問介護員等に限りです。ステッカーを視認できれば、袋のどこに貼付してもかまいません。



4. 自宅訪問での主な確認事項

- ごみ出しが困難になった経緯
- 車を所有しているか
- 家族や近所の方々等周りからのごみ出しのサポートは得られないか

5. お問い合わせ先

相談等はいつでも受付をしておりますので、お気軽にご連絡ください。

大崎町役場 環境政策課（内線161・162・163）

【お問い合わせ先】 環境政策課 ☎476-1111 環境衛生係（内線161）、環境政策係（内線163）